

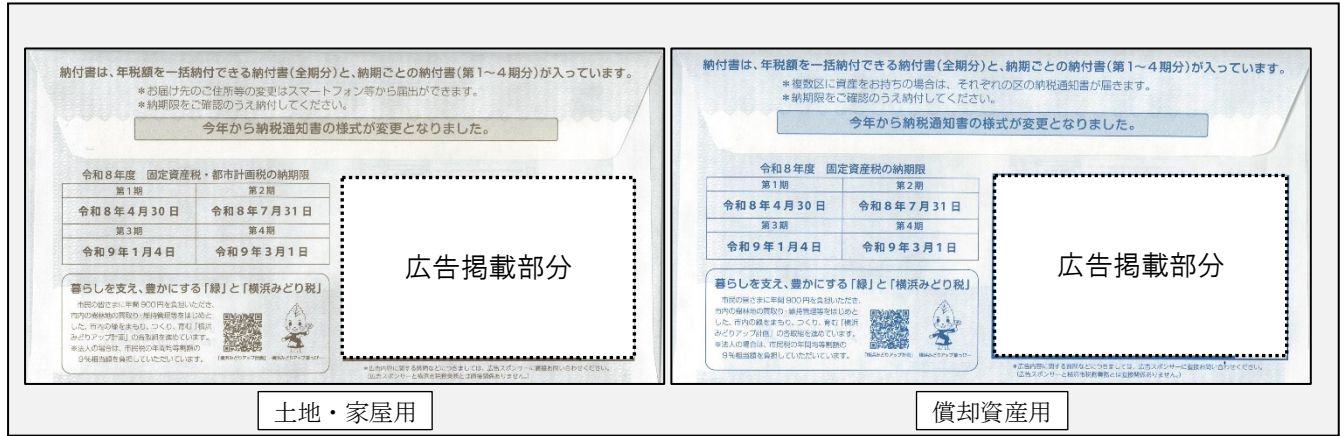
広告募集案内【見積合せ】
 (印刷物広告掲載仕様書)

令和9年度固定資産税（土地・家屋及び償却資産）納税通知書送付用封筒に広告を掲載する事業者を以下のとおり募集します。

■対象印刷物

名 称	令和9年度固定資産税（土地・家屋及び償却資産）納税通知書送付用封筒	
内 容	毎年4月初旬に、固定資産税の納税義務者へ発送する納税通知書を封入するための封筒	
規格	判 型	【定型】縦 120mm × 横 224mm
	ページ数	
発行部数	1,405,860部（概算） （内訳）土地・家屋用 1,365,800部 償却資産用 40,060部	
発行頻度	年1回	
発行予定	令和9年4月1日	
配布期間	令和9年4月1日～令和9年4月30日	
配布方法 （対象者・場所等）	固定資産税の納税義務者に対し郵送します	
備 考	・ 広告の枠外に次のように表示します。 「* 広告内容に関する質問などにつきましては、広告スポンサーに直接お問合せください。（広告スポンサーと横浜市の市税に関する業務とは直接関係ありません。）」 ・ 納税義務者は市内在住とは限りません。 ・ 土地・家屋用及び償却資産用の広告内容は同一とします。	

▼画像：前回（R8年4月）発行分



■広告内容

掲載場所	スペース（縦×横）	枠数	色数	予定価格（1枠、税込）
封筒の裏面右下（※1）	65 mm × 104 mm	1	各1（※2）	公表しません

(※1) 掲載場所の具体的な位置は、別紙1「令和9年度固定資産税（土地・家屋及び償却資産）納税通知書用封筒裏面レイアウト」によります。

(※2) 土地・家屋用は茶色、償却資産用は青色の予定です。

■広告掲載に関する条件

横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準（以下「掲載基準」とする。）、総務局主税部における広告事業実施要領（別紙2。令和8年4月1日に実施した機構改革に伴い、局名が変更となりました。「財政局」は「総務局」と読み替えて適用します。以下「実施要領」とする。）その他の広告関連規程を遵守してください。

以下に掲げる広告は掲載できません。

- ・掲載基準第5条及び第6条に掲げるもののほか、実施要領の2（4）で定めるもの

■原稿の制作等

初稿入稿締切	令和8年11月6日（金）
最終入稿締切	令和8年11月27日（金）

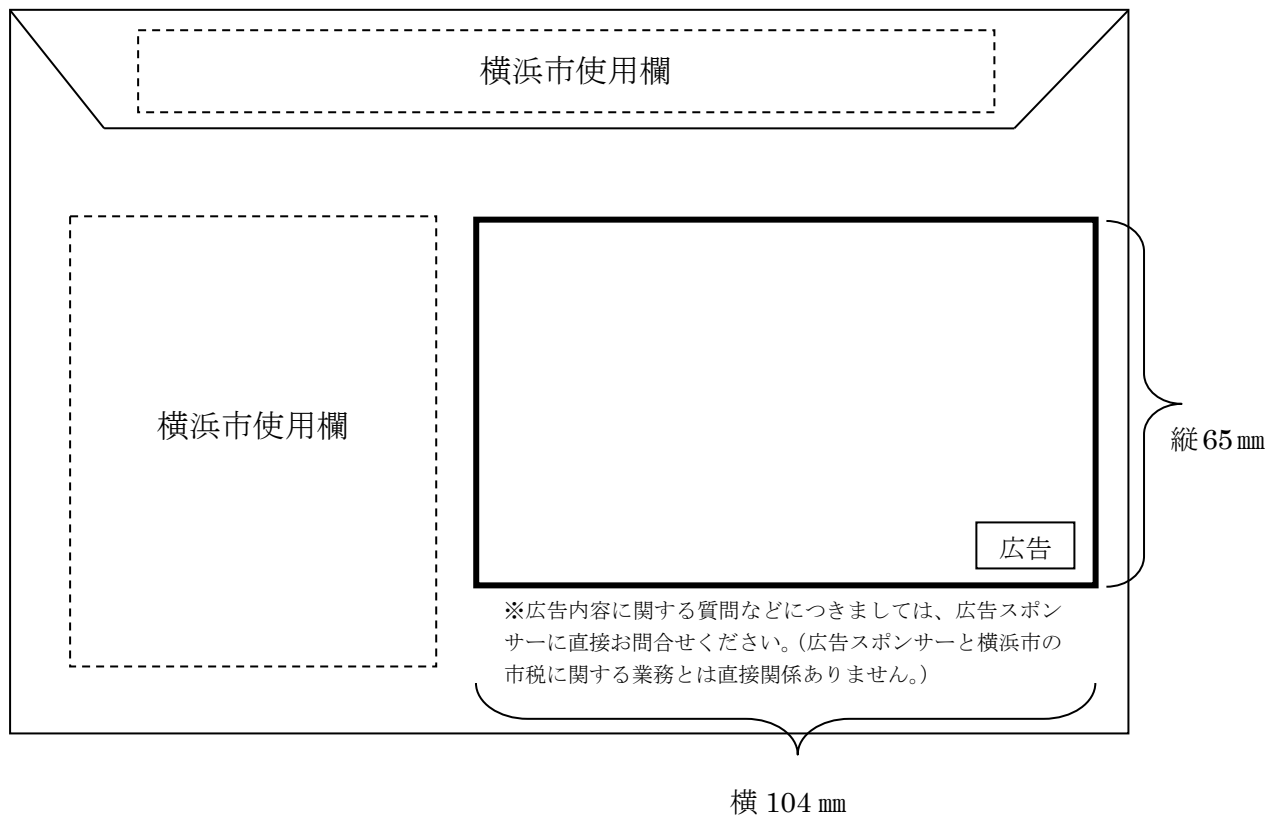
- ※ 原稿内に、「広告」である旨を明記してください。
- ※ 販売期間等、期限を明示する場合は、発行日以降のものとしてください。
- ※ 広告料には制作費（版下・デザイン）は含んでおりません。完全データにて入稿してください。
（データ形式：イラストレーター及びPDF、文字はアウトライン化）
- ※ 初稿入稿締切までに初稿を提出し、原稿内容の審査を受けてください。
広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 最終入稿締切までに審査が完了した原稿を提出してください。
- ※ 入稿時には出力見本を添えてください。
- ※ 入稿締切までに原稿をご提出いただけない場合には、広告を掲載できないこととなりますが、その場合であっても広告料はお支払い頂きますのでご注意ください。

■申込み

申 込 条 件	お申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申 込 方 法	申込書及び見積書（別紙）を下記申込先へメール、郵送又はご持参ください。 ※全枠一括申込のみ可 ※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。 ※募集案内の内容に質問がある場合は8月7日（金）までに申込先にご連絡ください。回答は質問内容に応じて、募集期限前までに公表します。
事業者選定方法	見積合せ
募 集 開 始 日	令和8年7月30日（木）
申 込 期 間	令和8年7月30日（木）～令和8年8月28日（金）17時 ※郵送の場合は、令和8年8月28日（金）必着
申 込 先	（担当課名）横浜市総務局固定資産税課 鶴見、三輪 （所在地）〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 （TEL/FAX）TEL 045-671-2260 / FAX 045-641-2775 （Eメール）so-kotei@city.yokohama.lg.jp

令和9年度固定資産税（土地・家屋及び償却資産）納税通知書用封筒
裏面レイアウト

1 裏面レイアウト（土地・家屋用、償却資産用共通）



2 参考写真（令和8年度固定資産税納税通知書用封筒）

(1) 土地・家屋用（茶色）

表面



裏面

納付書は、年税額を一括納付できる納付書(全期分)と、納期ごとの納付書(第1～4期分)が入っています。

*お届け先のご住所等の変更はスマートフォン等から届出ができます。
*納期限をご確認のうえ納付してください。

今年から納税通知書の様式が変更となりました。

令和8年度 固定資産税・都市計画税の納期限	
第1期	第2期
令和8年4月30日	令和8年7月31日
第3期	第4期
令和9年1月4日	令和9年3月1日

暮らしを支え、豊かにする「緑」と「横浜みどり税」

市民の皆さまに年間900円を負担いただき、市内の樹林地の買取り・維持管理等をはじめとした、市内の緑をまもり、つくり、育む「横浜みどりアップ計画」の各取組を進めています。
※法人の場合は、市民税の年間均等割額の9%相当額を負担していただいています。

「横浜みどりアップ計画」 横浜みどりアップキャラクター

広告掲載部分

広告

※広告内容に関する質問などにつきましては、広告スポンサーに直接お問合せください。(広告スポンサーと横浜市の市税に関する業務とは直接関係ありません。)

(2) 償却資産用 (青色)

表面

料金後納 郵便

① ペイジー及びクレジット納付で使えます。
② コピーコネクトスリープ等で使えます。(印字されていない場合は使用できません。)
③ クレジット納付及びスマホ決済で使えます。

インターネット等を利用して市税の納付ができます！
スマホ決済、クレジット納付、ペイジー納付、
横浜市 Web 口座振替受付サービス

最新の情報や納付方法の詳細は、横浜市のウェブサイトをご覧ください。

外国語のご案内はウェブページに掲載しています。
Information in other languages⇒

https://www.city.yokohama.lg.jp/murashi/koushi/zei-hoken/jiziki/moraei-moridan/moraei-houbou/

横浜市税 納付方法 検索

固定資産税 納税通知書在中
FIXED PROPERTY TAX BILL ENCLOSED

償却資産の申告は、便利な電子申告で！
(https://www.eltax.lta.go.jp/)

この封筒は一部が紙素材を使用していますので、はがさず封筒ごと「紙」としてリサイクルできます。

横浜市

裏面

納付書は、年税額を一括納付できる納付書(全期分)と、納期ごとの納付書(第1～4期分)が入っています。

*複数区に資産をお持ちの場合は、それぞれの区の納税通知書が届きます。
*納期限をご確認のうえ納付してください。

今年から納税通知書の様式が変更となりました。

令和8年度 固定資産税の納期限	
第1期	第2期
令和8年4月30日	令和8年7月31日
第3期	第4期
令和9年1月4日	令和9年3月1日

暮らしを支え、豊かにする「緑」と「横浜みどり税」

市民の皆さまに年間900円を負担いただき、市内の樹林地の買取り・維持管理等をはじめとした、市内の緑をまもり、つくり、育む「横浜みどりアップ計画」の各取組を進めています。
※法人の場合は、市民税の年間均等割額の9%相当額を負担していただいています。

「横浜みどりアップ計画」 横浜みどりアップキャラクター

広告掲載部分

広告

※広告内容に関する質問などにつきましては、広告スポンサーに直接お問合せください。(広告スポンサーと横浜市の市税に関する業務とは直接関係ありません。)

財政局主税部における広告事業実施要領

平成 16 年 11 月 15 日財税制第 65 号
（主税部長決裁）制定
平成 17 年 10 月 5 日財税制第 10062 号
（主税部長決裁）改定
平成 22 年 3 月 31 日行税支第 2609 号
（主税部長決裁）改定
平成 23 年 4 月 28 日総税務第 210 号
（主税部長決裁）改定
平成 25 年 10 月 4 日財税務第 1632 号
（主税部長決裁）改定
令和 6 年 6 月 19 日財税務第 264 号
（主税部長決裁）改定

新たな財源を確保する取組のひとつとして、財政局主税部において作成又は管理する市税賦課徴収関係印刷物の活用による広告事業を実施することとし、横浜市広告掲載基準第 4 条の規定により必要な事項を定めるものとする。

1 広告媒体

財政局主税部が作成又は管理する市税賦課徴収関係印刷物のうち、広告掲載の対象媒体等について、次のとおりとする。

市税賦課徴収関係印刷物

対象媒体	対象市税	広告掲載スペース
納税通知書等発送用封筒	市民税・県民税・森林環境税（普通徴収分）	封筒裏面
	固定資産税・都市計画税	
	固定資産税（償却資産）	
	軽自動車税（種別割）	
	市民税・県民税・森林環境税（特別徴収分）	
申告書発送用封筒	法人市民税	封筒裏面
	事業所税	
	固定資産税（償却資産）	

2 広告掲載基準

市税賦課徴収関係印刷物へ掲載する広告については、次の広告範囲及び業種又は業者のものは対象外とする。

(1) 広告範囲

横浜市広告掲載要綱第 4 条に該当する広告については、掲載しない。

(2) 全市統一基準に基づく規制業種又は業者

横浜市広告掲載基準第5条に定める規制業種又は事業者の広告については、掲載しない。

(3) 広告掲載等にあたっての納税者等への周知事項

市税賦課徴収関係印刷物への広告掲載にあたっては、納税者等への案内として、次の文章を印刷又は表示する。

「* 広告内容に関する質問などにつきましては、各広告スポンサーに直接お問い合わせください。
(各広告スポンサーと横浜市税務業務とは直接関係ありません。)」

(4) 市税賦課徴収関係印刷物への広告掲載における特記事項

市税賦課徴収関係印刷物への広告掲載にあたっては、前各号に定めるもののほか、次の業種、業者又は商品の広告は掲載しない。

ア 金融商品取引業・商品先物取引業

イ 固定資産税・都市計画税の納税通知書については、土地・家屋等不動産にかかわる収益事業を営む業種又は業者

ウ 軽自動車税（種別割）の納税通知書については、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車にかかわる収益事業を営む業種又は業者

エ 勧誘・販売にあたり、金融商品取引法の規定が適用又は準用される商品

3 市税賦課徴収関係印刷物への広告募集方法等

(1) 広告募集の方法

市税賦課徴収関係印刷物への広告募集については、広告掲載枠を広告代理店の仲介又は政策経営局経営戦略部財源確保推進課の直接公募により、広告スポンサーの募集を行う。

(2) 広告代理店の選定及び広告料の決定方法

広告代理店又は広告スポンサーの選定及び広告料の決定については、印刷物の所管課がこれを行う。

(3) 広告代理店における広告スポンサーの募集及び選定方法

広告代理店における広告スポンサーの募集及び選定は、横浜市広告掲載要綱並びに本実施要領2(2)及び(4)に従い行う。

(4) 広告代理店及び広告スポンサーとの契約期間

広告代理店及び広告スポンサーとの契約期間については、原則1年以内とする。

附則

この要領は、平成16年11月15日から施行する。

附則

この要領は、平成17年10月5日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年10月4日から施行する。

附則

この要領は、令和6年6月19日から施行する。

広告掲載申込書（印刷物・施設広告：見積合せ）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地		〒 -	
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX	TEL / FAX	
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広 告 主	所在地		〒 -	
	ふりがな 名称			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申 込 内 容	募集対象事業名称		令和9年度固定資産税（土地・家屋及び償却資産）納税 通知書送付用封筒	
	広告内容			
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） ☐ 名前 ☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ E-mail ☐ 年齢 ☐ 性別 ☐ その他（ ） ☒ 収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」」 ） ☒ 収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」 ）	
		広告料		別紙見積書のとおり
誓約事項	・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）

見 積 書

年 月 日

横浜市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し
見積いたします。

金 額

			億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件 名 令和9年度固定資産税（土地・家屋及び償却資産）納税通知書送付用封筒

（注意）

見積書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の
110分の100に相当する金額を記載すること。